

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

政府の成長戦略に労働時間法制の運用見直しが盛り込まれる見通しです

◆労働時間法制をめぐる議論の今後

6月2日、政府の日本成長戦略会議の下に設置された労働市場改革分科会における労働時間法制等をめぐる議論の取りまとめが公表されました。

5月29日の上野厚生労働大臣の会見では、議論の結果に関して「労働時間規制について、(中略)夏以降の労働政策審議会において議論を行う予定」と発言があったところです。

◆取りまとめの内容について

裁量労働制の見直し等は今後の議論が待たれるところですが、36協定の締結や柔軟な労働時間制の活用について、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意に則った指導が行われるよう速やかに見直す必要がある」とされました。

これを受け、今夏の成長戦略に労働基準監督署による指導の見直し等に関する内容が盛り込まれる見通しです。

◆なぜ見直し？

分科会の第3回目にて、全国商工会連合会より、人手不足や時間外労働の上限規制への対応に苦慮しているとの声とともに、『収入をもっと増やしたい』・『技能を修得したい』など健康確保と労使合意を大前提とし、労働者本人の希望を踏まえた労働時間管理も可能とする制度や、変形労働時間制などが十分に活用できていないことを踏まえ、「届け出などの要件を柔軟化し、多様な地域・業種・業態の企業や労働者が効率的に業務や労働をできるような、柔軟な労働時間管理の運用」が要望されていました。

具体的な内容やいつから柔軟化が図られるのかなど、夏以降の情報に注目です。



【参考】

労働市場改革分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69660.html

同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

◆同一労働同一賃金ガイドラインとは

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

◆ガイドライン改正のポイント

今般、裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当（退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等）や福利厚生（夏季冬季休暇、褒賞等）について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する

説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。

◆企業に求められる対応

企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生を支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。

【参考】

同一労働同一賃金特集ページ（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限〔年金事務所または健保組合〕＜7月1日現在＞
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 特例による源泉徴収税額の納付＜1月～6月分＞〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出〔公共職業安定所〕＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限＜年度更新＞〔労働基準監督署〕
- 労働保険料の納付＜延納第1期分＞〔郵便局または銀行〕

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請＜6月30日の現況＞の提出〔税務署〕
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

31日

- 所得税予定納税額の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出〔労働基準監督署〕＜休業4日未満、4月～6月分＞
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞〔公共職業安定所〕
- 固定資産税・都市計画税の納付＜第2期＞〔郵便局または銀行〕
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所よりひと言～

六月も、もう半ばを過ぎようとしています。労働保険の年度更新はもうお済でしょうか？

年度更新の電子申請も7月10日には、もう使えなくなってしまう。

当事務所に、依頼されていない場合には、速やかに連絡をいただきたいと思います。

尚、次は社会保険の算定基礎手続になります。

従前の紙ベースの手続きから、こちらも電子申請に移行しています。

関与先の事業所につきましては、被保険者データを当事務所で入手できるようにしてありますので、4月、5月、6月に支払った賃金台帳をお預かりするだけで、算定基礎届ができますので、よろしくお願いいたします。

社会保険の保険料は、所得税と違い、毎月変わるものではありません。この算定基礎届をすることによって、1年間の保険料を決める手続になります。したがって、この手続きを定時決定手続きと言います。

一方、賃金改定等で、お給料が変わった場合、固定的賃金（残業代等の変動するものは除く）が、変更になり、標準報酬等級表で、2等級以上変わった場合には、月額変更手続（随時改定手続）が必要になります。この場合、保険料の変更は、賃金改定が行われた3カ月経過後の手続になり、4カ月後からの保険料の改定になります。

このように、社会保険関係手続は、ご自身の将来の年金受給等に大きく影響する手続きなので、十分に注意が必要です。

なお、手続関係でご不明な点がございましたら、お気軽に当事務所にお問い合わせください。

梅雨時となり、毎日鬱陶しい日が続きますが、このような時こそ、気持ちの上では、快晴の天気のように、晴れ晴れとしていたいものです。

変わりやすい空模様の下でも、晴れ晴れとした気持ちで、この梅雨時期、これからの猛暑日に立ち向かっていこうと思っています。 岡